

《制度改正》資源物回収団体への上乗せ交付金（1万円）について

今年度「平戸市再資源化推進交付金交付要綱」を改正し、古紙類の回収活動について、対前年度の年間回収量増加率上位 20 団体に対し、1 団体あたり年 1 万円の上乗せ交付をすることになりました。



要件（下記①・②を満たす団体）

- ① 年間の活動回数が4回以上であること。
- ② 古紙類（古紙・古布）の年間回収量が 2,000kg 以上で、対前年度増加率が上位 20 団体

※要件①について、

- (例 1) 同一日に古紙回収とびん回収を実施し、古紙類をA社、びんをB酒店にそれぞれ引渡す場合、申請書はA社とB酒店の証明付きのものが2枚になりますが、活動自体は同一日であるため、2枚で1回分とカウントします。
- (例 2) 1年間でびん回収を3回、古紙回収を1回実施し、それぞれ実施日に回収業者に引渡す場合、申請書は4枚となるため、合計4回とカウントします。

市は、各団体の活動回数を申請書の枚数でしか判断することができませんので、本来は、申請書が4枚以上提出されていることが望ましいですが、下記（例3）の場合も認めることとします。

- (例 3) 毎月1回古紙回収を実施し、回収物を倉庫等に保管したまま、年度末に回収業者に回収物を引渡す場合、申請書自体は1枚となります。しかし、申請書の活動実施日の欄に実際に回収活動を実施した日付を複数日記載してあれば、その記載日数分を回数としてカウントします。（例えば、活動実施日に 7/30、12/26、3/20 と記載がある場合は、1枚の申請書で3回とカウント）

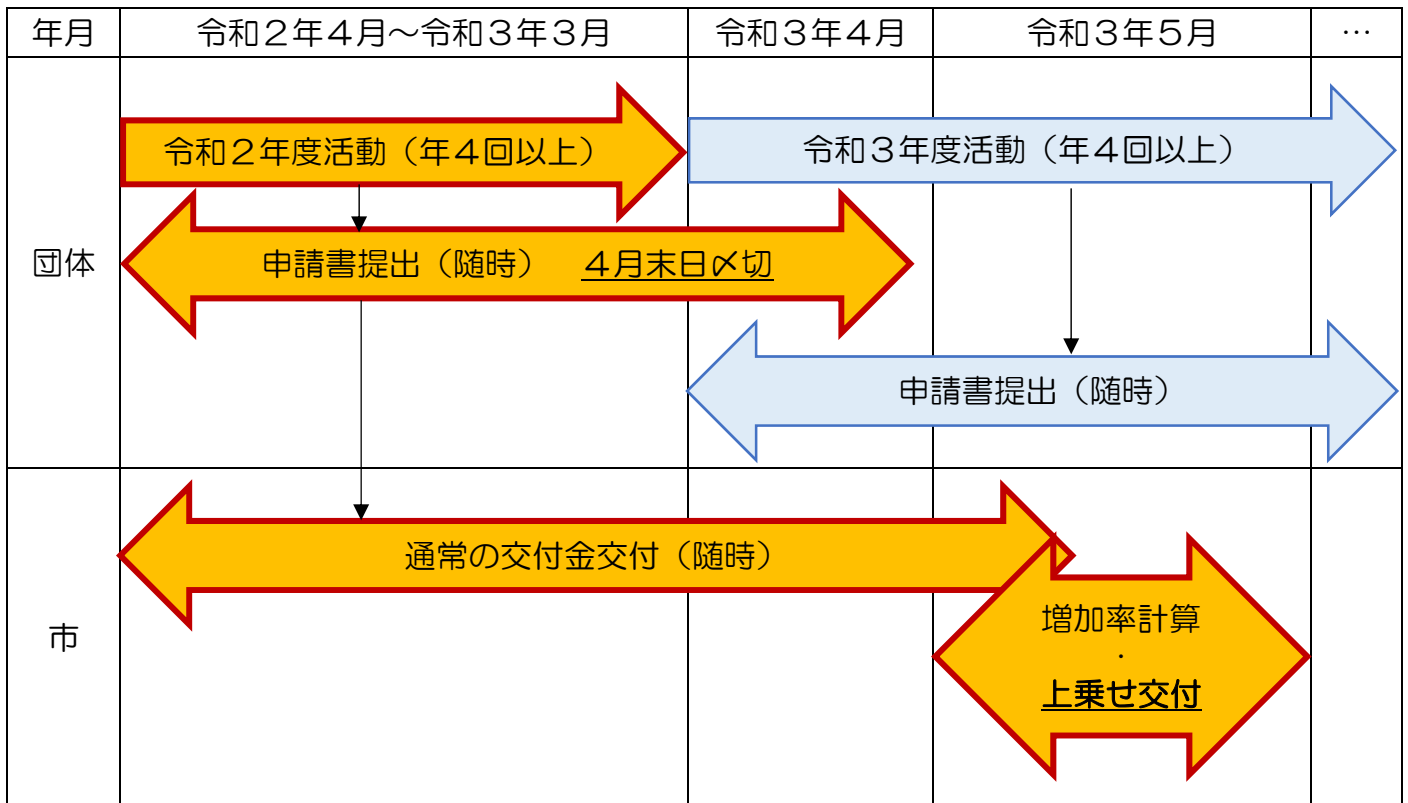
上乗せ交付金の交付時期等

- ・申請書の提出は、4月中にお願いします。例年、期限を過ぎて提出される団体が散見されます。期限を過ぎた場合、交付金を交付できない場合がありますのでご注意ください。
- ・期限（4月末）までに提出された分で増加率を算出し、5月中旬頃に上乗せ分を交付する予定です。（期限を過ぎて提出された申請書は、増加率算出には反映できません。）

裏面へ



《スケジュール》



交付金申請にあたり注意していただきたいこと

交付金事業の実施にあたり、市は、各団体の回収方法等活動の実態について把握することができないため、「回収事業者の証明」を以って申請内容を信用し交付金をお支払いしています。**申請書には、実際の回収日・回収量を正しく記載し申請してください。**

実際と異なる書類を作成し（文書偽造）、交付金を受けようとする（不正受給）は、詐欺罪にあたります。虚偽申請が発覚した団体については、当該交付金の交付を一切行わないほか、然るべき対応を取らせていただくことをご承知おきください。

今後も、リサイクル活動へのご協力をお願いします！

